

令和4年2月定例会 総務県民生活委員会の概要

日 時 令和4年3月4日（金） 開会 午前10時
閉会 午後 2時36分

場所 第3委員会室

出席委員 横川雅也委員長
関根信明副委員長
日下部伸三委員、梅澤佳一委員、宇田川幸夫委員、立石泰広委員、
並木正年委員、醍醐清委員、高木真理委員、蒲生徳明委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]
小野寺亘総務部長、廣川達郎税務局長、堀光美知子人財政策局長、
田中勉契約局長、若林裕樹参事兼税務課長、片桐徹也人事課長、
谷戸典子職員健康支援課長、須田茂利文書課長、松澤純一学事課長、
岩崎正史個人県民税対策課長、鶴見恒管財課長、吉田雄一統計課長、
森田克枝総務事務センター所長、丸山正太郎行政監察幹、小川裕嗣入札課長、
吉村正則入札審査課長兼技術評価幹、渡邊和貴県営競技事務所長

岡精一秘書課長

大澤春樹設備課長

阿部隆人事委員会事務局長、
田口修人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、山岸盛三任用審査課長

[県民生活部関係]
真砂和敏県民生活部長、大浜厚夫スポーツ局長、市川善一県民生活部副部長、
岩崎寿美子県民共生局長、田沢純一参事兼オリンピック・パラリンピック課長、
小田恵美県民広聴課長、浅見健二郎広報課長、田辺勝広共助社会づくり課長、
渡邊淳一人権推進課長、加来卓三文化振興課長、久保佳代子国際課長、
廣川佳之青少年課長、浪江美穂スポーツ振興課長、小川美季男女共同参画課長、
若松孝治消費生活課長、菅原誠防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第25号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第26号	知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第27号	埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例	原案可決
第28号	埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例	原案可決
第29号	埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	原案可決
第30号	埼玉県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例	原案可決
第43号	工事請負契約の締結について（彩の国さいたま芸術劇場舞台機構設備改修工事）	原案可決
第50号	埼玉県多文化共生推進プランの策定について	原案可決
第51号	埼玉県男女共同参画基本計画の策定について	原案可決
第52号	埼玉県消費生活基本計画の策定について	原案可決
第64号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第15号）のうち総務部関係及び県民生活部関係	原案可決
第75号	令和3年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

なし

報告事項

1 総務部関係

- (1) 令和3年度県庁舎再整備検討委員会について
- (2) 令和4年度地方税制改正案の概要について
- (3) 令和3年度埼玉県競輪事業検討委員会について

2 県民生活部関係

- (1) 埼玉県人権施策推進指針の策定について
- (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の策定について
- (3) 屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の検討状況について

【付託議案に対する質疑（総務部関係）】

宇田川委員

- 1 第25号議案について、育児休業が取りやすくなるとのことだが、人数はどのくらいになると見込んでいるのか。
- 2 改正後に研修等を行うとのことだが、具体的な今後の取組を伺う。
- 3 過去にどれくらいの非常勤職員が育児休業を取得していたのか。また、今回の改正で取得しやすくなるとのことだが、取得の見込みについて伺う。
- 4 第26号議案について、特例減額を延長する理由について伺う。

人事課長

- 1 今回の条例改正で、非常勤職員が採用当初から育児休業を取得できることになるため、現行よりも取得しやすくなると考えている。来年度新たに採用される非常勤職員に、育児休業の対象となる方がどの程度いるのか現時点で分からないため、人数を見込むことは難しい。今後、非常勤職員にもしっかりと育児休業の制度の周知を行い、活用してもらえるようにしたい。
- 2 育児休業の制度周知と意向確認に関しては、現在、管理職員が、子供が生まれる予定の職員と面談を行い、育児休業等の制度について説明をするとともに、取得意向の確認を行っている。今回の改正で非常勤職員の取得対象範囲が拡大することから、取組が確実に行われるよう周知徹底していきたい。また、研修の実施、相談体制の整備について、現在も階層別研修等で意識啓発を行っている。今後、非常勤職員向けにオンデマンド方式の動画研修を実施するなど、参加しやすいよう充実させるとともに、相談窓口についても改めて周知をし、育児休業を取得しやすい環境整備に努めていく。
- 3 平成30年度が2人、令和元年度は3人、令和2年度は0人、令和3年度は4人が取得している。今後の取得見込みを示すことは難しいが、育児休業を取得しやすくなるよう制度周知を徹底していきたい。

総務部長

4 今回の議案については、昨年提案させていただいたものと提案理由に変わりはない。本定例会でも提案させていただいている県税収入については、製造業などの回復の動きもあり、増収が見込まれているところではあるが、他方、外食、宿泊、レジャーやその関連業種などは、引き続き厳しい状況にある。また、オミクロン株による新規陽性者は依然として高い水準にあり、県民生活に多大な影響を及ぼしているという状況である。提案の理由は昨年と変わらず、知事として県民に寄り添いたいということ、厳しい社会経済情勢であるということ、行政のトップとして姿勢を示すということの3点である。

宇田川委員

非常勤職員の取得者数が昨年は0人であったとのことであるが、これを機に目標設定をするなどして取得しやすい環境整備を徹底していただきたいが、どのように取り組んでいくのか。

人事課長

非常勤職員も育児休業を取りやすくなるよう、制度周知などを徹底し、所属長との面談等も活用し、育児休業を取得できるよう目標を掲げながら努めていきたい。

日下部委員

- 1 第27号議案について、現在の恩給受給者の中にこの改正条例で定める経過措置の対象となる人はどれくらいいるのか。
- 2 第43号議案について、入札参加者が1者であるが、当初の工事を行った業者は入札に参加しなかったのか。
- 3 第64号議案の説明で、製造業などが好調で法人二税が伸びるとのことだが、景気が良いという感じがしない。どのような業種が伸びているのか。

職員健康支援課長

- 1 埼玉県吏員恩給条例を根拠に恩給を受給している者は現時点で4名いるが、この受給者の中には改正条例で定める経過措置の対象者はいない。

設備課長

- 2 当初の舞台機構設備の施工業者は、カヤバ工業株式会社、現在のKYB株式会社である。今回の入札には、参加していない。

参事兼税務課長

- 3 巣ごもり需要の恩恵を受けた卸・小売業、製造業では、化学工業、一般機械器具が伸びている。

日下部委員

巣ごもり需要の恩恵を受けた卸・小売業というのは、例えばアマゾンや楽天のような企業のことか。

参事兼税務課長

具体的な企業名は話せないが、通信販売関係のほか、家に持ち帰って消費するための食品などを購入することで食品スーパーなども巣ごもり需要の恩恵を受けた業種といえる。

立石委員

前回施工した業者は参加しなかったとのことだが、入札に当たって見積書は何者から徴取したのか。なぜ、当初施工の会社は参加しなかったのか。

設備課長

今回、見積書は4者から徴取している。当初施工のカヤバ工業株式会社からも徴取している。カヤバ工業株式会社は、過去に建物の免震装置の偽装問題があったため、分社化などが行われており、経営判断で今回は参加しなかったのではないかと推察している。

立石委員

会社側にも特殊な事情があったということか。

設備課長

企業の判断によるものと考えている。

醍醐委員

特殊な案件ではあるが、同業の業者がなぜ参加しなかったのか、1者しか応札しなかったのは工事の特殊性だけではないように思う。99%の入札率だったことも踏まえ、応札がなかったことをどう捉えているのか考えを伺う。

設備課長

見積りを提出した企業は、入札に参加する意思があったものと考えているが、配置予定の技術者の確保が難しかったのではないかと推察している。

並木委員

大ホールや小ホール以外の音楽ホールや稽古場などは使用できるのか。また、工事期間中、今までホールを利用していただいていた方が利用できなくなってしまうが、どのように案内をするのか。

設備課長

今回の芸術劇場の大規模改修工事では、舞台機構をはじめ、建築・電気・管など、合計16の工事を発注している。このため、施設全体の改修工事を行うので、他のホールなども使用できない。

文化振興課長

定期的にご利用いただいている方が多数いる。このため、工事期間中、別の施設を使っていただきたい旨、個別に丁寧の説明し、理解いただいている。

【付託議案に対する質疑（県民生活部関係）】

宇田川委員

- 1 第29号議案、埼玉県青少年健全育成条例の一部改正について伺う。青少年から成人になる18歳から20歳までの期間は大事なつなぎの期間である。成年年齢の引下げに伴って様々なトラブルが懸念されるが、県としてどのように対応を考えているのか。
- 2 第30号議案について、第52号議案とも関連するが、埼玉県消費者行政活性化基金の廃止後、国からの交付金は交付されるのか。基金を活用して実施していた相談窓口充実強化や見守り等の事業が担保できるのか。また、第52号議案の消費生活基本計画に基づく様々な施策を展開するに当たり、消費者行政予算は確保できるのか。
- 3 第50号議案について、資料5-2の7ページ(8)でコロナの影響について記載があるが、外国人住民は、コロナのことで非常に困ったと思う。そのことについてしっかりまとめて、次のプランで取り組むよう反映しているのか。

青少年課長

- 1 成年年齢を引き下げた場合、18歳、19歳の若者は、親の同意なく一人で契約をすることができるようになる一方で、悪質商法などによる消費者被害の拡大が懸念されている。県では、「18歳成人に備えて学ぶ消費者教育講座」の開催や、高校2年生全員に啓発リーフレットを配布するなど、消費者被害や救済方法の啓発を行っている。また、

教育局でも、公民科や家庭科の中で、成人になるために必要な教育をしていると聞いている。今後も、教育局などとも連携しながら、子供が立派に成人を迎えるための取組を進めていきたい。

消費生活課長

2 既に平成30年度から地方消費者行政強化交付金により、国から交付金をいただいている。また、今年度は昨年度よりも多く交付決定を受けている状況であり、消費者行政予算は確保できている。活用メニューも変わらないため、今後も引き続き消費者行政施策を推進していく。

国際課長

3 コロナ禍により、外国人住民に情報を伝えることの重要性や課題が浮き彫りになった。外国人住民自身が必要な情報を得て適切に行動することが感染拡大防止につながり、県民全体の安心にもつながると考える。今後も外国人住民への情報提供や相談対応をきめ細やかに行っていく。プランの中では、「基本施策1 誰もが暮らしやすい地域づくり」の「(1) 地域で暮らすための情報提供」に記載している「外国人住民の相談窓口の運営」や「多言語による情報提供」をしっかりと行っていく。

宇田川委員

技能実習生がこれからは大切かと思うのだが、技能実習生との関わりやフォローアップについて伺う。

国際課長

現行プランでは、留学生などいわゆる高度外国人材の定着・活躍に重点を置いていたが、新たなプランでは、在留資格や国籍の多様化などを踏まえ、技能実習生を含む一般の外国人住民が広く活躍できる地域づくりを進める。また、「安心・安全な暮らしの確保」の中で、防犯・交通安全対策の推進にも取り組む。警察では、外国人共生対策支援専門員を配置し、外国人住民が犯罪や事故に巻き込まれることを防止する取組を進める。プランに記載はないが、県でも警察と連携し、技能実習生の監理団体への情報提供などを行っている。県としては、技能実習生も地域における生活者という視点で支援を行っていく。

蒲生委員

- 1 第52号議案、資料7-2の4ページ(2)の文中にある市町村巡回訪問について、具体的にどのようなことを行っているのか。また、巡回訪問の効果が分かる事例があれば伺う。
- 2 資料7-2の20ページに、消費者ホットライン188、「いやや」の認知度が12.0%にとどまっているとあるが、今後認知度を上げるための方策をどのように考えているか。
- 3 「紛争の適切な解決」「消費者事故への迅速な対応」とあるが、なかなか難しいことであり、泣き寝入りのパターンがよく起こる。例えば、解決事例を動画で発信するなどして、被害に遭っても泣き寝入りにならない安心感を県民に持ってもらえるような広報の在り方について、どのように考えているか。

消費生活課長

- 1 県の主任消費生活相談員が市町村窓口への支援として巡回訪問を行い、各市町村の相談員のスキルに応じた支援を行っている。例として、経験の浅い相談員への助言や受けた相談事例を市町村へフィードバックするなど、巡回訪問を通じて支援を行っている。また、巡回訪問の効果としては、経験の浅い消費生活相談員のスキルアップや、解決困難事例等の解決による市町村窓口のレベルアップが図られることである。
- 2 消費者ホットライン188は国の施策であるが、県としても、県民の消費生活相談をいち早く窓口につなげるということで188の広報に力を入れているところである。今年度新たに実施した広報として、県内JR駅のニューデイズビジョンにて188の周知動画を流し、駅利用者への周知を行った。また、消費者被害防止の啓発用チラシ「高齢者を守るお助けかわらばん」においても188を周知しており、特に高齢者の方々に向けた周知を続けている。
- 3 解決事例の紹介を分かりやすく4コマ漫画にし、先ほど述べた「高齢者を守るお助けかわらばん」に年6回、相談の多い事例等に基づいてテーマを設定し、実際に消費者トラブル・被害に遭った際にどう解決したかを分かりやすく広報している。今後も、かわらばんの作成も含め引き続き消費者啓発・広報を推進していく。

蒲生委員

消費生活相談において、現場の声を直接聞くことは重要であると考えている。巡回訪問は市町村支援の役割を担っているとのことだが、市町村相談員が相談者から聴取を行う際に、県の相談員が出向いて一緒に対応する場合もあるのか。

消費生活課長

事案によっては、県の相談員が市町村窓口に出向いて、一緒に対応することもある。また、広域的な事案についても県が積極的な支援を進めている。

日下部委員

- 1 第51号議案、男女共同参画計画の推進指標「女性の就業率」について、専業主婦を望む女性がいるということに関してどう考えているのか。
- 2 第52号議案、消費生活基本計画の指標「1年以内に消費者被害の経験がある、または嫌な思いをした県民の割合」の目標値13.8%の根拠について伺う。

男女共同参画課長

- 1 男女共同参画社会の実現に当たっては、現状が性別によって生き方や働き方の選択の幅を狭められることを問題としており、働きたいという女性が働けない現状について支援をしていくという考えである。専業主婦を希望する女性を否定するものではない。あくまで個性と能力を発揮できるというという視点から考えている。

消費生活課長

- 2 過去5年間の平均値15.3%の1割を削減することを目標とした。

日下部委員

女性の就業率について、令和8年にはこの目標値、その次の計画では更に目標値が高くなると予想されるが、そうなる専業主婦の居場所はなくなってしまうのではないか。最

最終的には100%を目指すのか。

男女共同参画課長

専業主婦の居場所がなくなるとは考えていない。あくまで働きたいと願う女性が、働けるよう支援をしていくという視点である。共働き世帯の割合が増えているという状況もあるので、個人がどう生きたいかを重視していきたい。女性の就業率の目標が100%になるとは考えていない。需要に基づいて一定の割合になると考える。

高木委員

- 1 男女共同参画基本計画について、国では、重点分野で掲げる施策を総合的に実施することで政府全体で達成を目指す水準として成果指標があり、そこに参考指標もあるといった位置付けであるが、本県の14に絞った推進指標はどのような位置付けとして定義しているのか。
- 2 現行計画の目標の達成度について、達成しているものもあれば下がっているものもあるが、どのように評価・整理しているのか。
- 3 県職員の女性登用率が掲載されているが、県の組織から病院局が抜けたことで令和3年度は割合が下がっており、どこまで達成し、どこを目指すのかが分からない指標になっている。部局ごとにそれぞれ細かく分けて、整理をした方が実態がしっかり見えるのではないのか。
- 4 防災に女性の視点を入れる必要性が指摘されており、自主防災組織の女性委員の割合や県防災会議の女性委員の割合を目標値に掲げるなど、もっと女性に特化した指標にするべきではないか。

男女共同参画課長

- 1 推進指標については、基本目標ごとに代表的な指標を整理している。5か年計画の施策指標と同レベルという形で整理をしている。
- 2 目標値の達成状況については、固定的性別役割分担意識に同感しない人の割合などは、目標値の60%を初めて超え、意識面では進んでいるが、審議会の女性の登用率の目標値を達成できていないなど、実態面が不十分だと分析している。推進指標については、まずは現状値から施策を積み重ね、目標達成に向けて取り組んでいきたい。
- 3 県職員の登用率については、女性活躍支援法に基づく特定事業主行動計画を、知事部局、教育局、警察本部においてそれぞれ作成しており、それにより整理している。その中でどのような登用率になっているのかについては、計画を推進する上で担当セクションとも連携しながら整理していきたい。
- 4 自主防災組織は、地域の防災力向上の要となる組織であると考えている。自主防災組織の研修の中で、炊き出しの役割を固定的性別役割分担に基づかずに行う、役員に女性を登用するといった内容を盛り込み、男女共同参画を進めている。こちらは5か年計画の指標と連動している。防災会議の女性委員数や、女性の消防団員の数については、毎年、男女共同参画の推進状況を表す年次報告で整理し、男女共同参画審議会に諮って進行管理をしている。その両方でしっかり推進していきたい。

高木委員

- 1 推進指標について、あえてこの代表的なものに絞っている理由を伺う。また、進行管理を行っている細かな指標もあるとのことなので、それらの指標も示されていると分か

りやすいと思うがどうか。

- 2 資料6-2、21ページのグラフについて、令和3年度に病院局が抜けてしまったことにより進捗をどのように管理したらよいか分からないため、これまでの指標で病院局を除いたらどうなるのかが分かる資料は作成できるか。作成できるならば資料を要求したい。

男女共同参画課長

- 1 現行計画の前の計画は30以上の指標があったが、議会による議決に当たり、総花的になっており強弱を付けるなど十分に整理した上で実施することという附帯決議をいただいた。そのため、現行計画から指標を12に絞り、継続しているという経緯がある。ただ、様々な指標があるので、男女共同参画の推進状況を表す年次報告により公表し、審議会等で議論いただき、進行管理していきたい。
- 2 資料の担当部局は総務部になるので、総務部と調整して対応したい。

委員長

執行部においては、資料の準備ができ次第、速やかに提出をお願いする。

前原委員

- 1 第50号議案、多文化共生推進プランについて、地域における日本語教育の推進とはどのようなものか。また、外国人児童生徒の教育支援とはどのようなものか。
- 2 第51号議案について、自治体におけるジェンダー平等をどう進めるかは、男女共同参画基本計画が要だと思う。計画の策定に際してパブリックコメントはもちろん、各団体から要望があったと思うが、特徴的な意見を伺う。また、5年前と比較してどのような変化があったのか、苦労された点や工夫された点について伺う。
- 3 With Youの果たす役割は非常に大きい。県内1か所だけではなく、拠点を増やすことや充実させるための課題や考え方について伺う。
- 4 数値目標について、国では都道府県職員の各役職段階の女性の割合を明記している。令和8年度までの目標値に達成するために、令和4年から令和7年の各年度の数値を掲げながら目標に向かって取り組む必要があると考える。県職員の数値の表示が必要ではないかと思うが、どこに書いているのか、又はどの資料で確認できるのか。
- 5 第64号議案について、資料2ページの広報活動費と7ページの県立文化施設管理運営費について該当するのか分からないが、県民に情報発信していた埼玉会館の電光掲示板が今年の途中から休止状態であるがどうするのか。
- 6 第52号議案について、消費生活支援センターの支所が4支所から2支所に統廃合されたことを受け、相談体制の充実や市町村との役割分担などは、次期計画でどのように反映されているのか。また、消費者団体への財政的支援は充分か。

国際課長

- 1 県内在住の外国人住民に対する日本語教育を進めるものである。県では、令和3年7月に「埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定し、これを受けてプランにも記載している。今後は、計画の指標の数値にも関係する地域の日本語教室等で日本語学習を支援する人材を毎年育成していく。また、計画の主な取組に記載しているが、日本語を母語としない生徒や保護者のための高校進学ガイダンスの実施や、県立高校において日本語指導が必要な生徒を支援する多文化共生推進員の配置などにより、外国人

児童生徒への支援を進めていく。

男女共同参画課長

- 2 コメントについては、男女共同参画社会を目指す意欲を示してほしいといった、表現の指摘をかなりいただいた。例えば、SDGsのジェンダー平等の達成の部分をもう少し書き込んでもらいたい、女性の貧困の項目ではコロナ禍が要因となっているといった意見をいただき反映した。具体的な項目としては、子育てを理由に離職している女性への復職支援を具体的に入れてほしいとあり反映した。また、5年間の総括であるが、固定的な性別役割分担に同意しない方の割合が増えている。ただ、実態面として、県の審議会委員への女性登用を進めているが、なかなか進んでいないので、尽力していきたい。
- 3 With Youの果たす役割については、県内の男女共同参画を推進する総合拠点ということで、各市町村のセンターの職員に対する資質の向上など、センターの中のセンターという形で役割を果たしている。今後も引き続きしっかりと市町村の支援に取り組み、県の拠点としての役割を果たしていく。
- 4 県職員の役職の現状値についてであるが、資料6-2の21ページ、「埼玉県女性職員・女性役付職員の割合の推移」で整理しており、令和3年度は11.8%となっている。教育局等については、年次報告の方で整理をしている。

文化振興課長

- 5 今回の議案には関係のない案件であるが、状況だけ御説明する。電光掲示板は故障している状況である。

消費生活課長

- 6 次期計画では、県民に身近な市町村において相談体制の充実を図り、県は広域的な問題や専門性の高い相談に対応するとともに、市町村を支援することとなっている。これは、消費者安全法や現行計画の趣旨に基づくもので、住民が身近な場所で相談できることは住民サービスの向上に資するものと考えている。また、消費者団体については、次期計画においても、施策の推進に当たり、消費者団体との連携は重要と記載している。県は、県全域で活動する消費者団体を担当しており、財政的支援を行っている。

前原委員

消費者生活相談について、相談員不足は全国的なものであり、相談体制が弱い市町村もあると思うが、いかがか。

消費生活課長

相談員の成り手が少ないことは全国的な課題であり、相談員の確保については、国、県、市町村がPRに努めるなど取り組んでいる。相談体制が弱い市町村は県でも把握しているが、主任消費生活相談員の巡回訪問をはじめ、市町村相談体制の支援をそれぞれの状況に合わせて行っていきたい。

【付託議案に対する討論】

宇田川委員

第26号議案「知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対する賛

成討論を行う。「知事の期末手当の特例に関する条例」は、現下の厳しい社会情勢に鑑み、知事の期末手当を1年間支給しないというものである。この条例を審査した令和3年2月定例会においては、コロナ禍により税収の落ち込みも大きいことが予想される中、感染症関係の出費が増す一方である状況から、行政のトップとして寄り添う気持ちを示したとの説明があった。しかし、先日の追加提出議案の知事説明でも触れられていたとおり、企業収益の回復等による法人二税を中心とした増収により、増額の補正予算案が計上されるなど、状況は変化してきている。知事の寄り添いたいという思いを否定はしないが、ご承知のとおり、知事等特別職の給与の改定をする際には、人事委員会の勧告を踏まえた一般職の給与改定の取扱いなどを参考にしている。人事委員会の給与勧告の仕組みが、民間給与調査に基づいて定められ、不測の社会経済情勢に寄り添っていかうとする考えに則しているからであり、先の9月定例会では、これに基づき、知事の期末手当の額を減額するための条例改正が行われたものと理解している。これらを踏まえると、知事の期末手当を支給しない期間を単に延長する本条例の意義はどこにあるのかということになる。我々としては、これまで一貫して、知事等特別職の給与は、人事委員会勧告を参考に理論的根拠に基づき支給されるべきと主張してきており、この考え方に変わりはない。とはいえ、本議案を否決した場合には、知事に期末手当を支給するために当初予算案の修正が必要になり、影響が多岐にわたることに鑑み、本条例案に賛成する。